岐阜県博物館協会表彰規程

(総則)

第1条 この規程は、岐阜県博物館協会(以下「協会」という。)加入の諸博物館施設(以下「施設」という。)において、特にその発展に寄与した個人あるいは団体の表彰に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(表彰を受けることができるもの)

- 第2条 協会は、次の各号の一に該当するものに対して表彰を行う。
 - 1 博物館界のため顕著な貢献をしたもの。
 - 2 協会のため顕著な貢献を果たしたもの。
 - 3 施設に15年以上勤務し成績が優秀なもの。
 - 4 前年度内に発表された著書や論文が優良であるもの。
 - 5 わが国で初めての自然繁殖あるいは人工繁殖に成功し、動物園・水族館界で顕著な業績をあげたもの(繁殖動物は繁殖後半年間は生存していなければならない)またはこれに準ずるもの。
 - 6 天災や人命に関し、特別に功労があったもの。
 - 7 前記各号に定めるもののほか、特に表彰することを適当と認められるもの。

(表彰)

第3条 表彰は、表彰状と副賞を授与して行う。

(死亡時の授与)

第4条 この規程の定めるところにより表彰を受けるものが、表彰前に死亡したときは、その表彰状及び副賞は、その遺族に授与する。

(表彰期日)

第5条 表彰は、毎年総会時に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、その つど行うことができる。

(表彰の推せん)

- 第6条 表彰の推せんは、協会の理事会あるいは、各施設の長により行う。
- 2 推せんしようとする場合は、会長あて、表彰推せん書(別記第1号様式)を添えて、総会の1ケ月前までに、事務局へ提出しなければならない。

3 推せん者は、推せんしたものの表彰推せん書の記載事項に異動を生じた時は、すみやかにその旨報告しなければならない。

(表彰の選考)

第7条 表彰を受けるものの選考は理事会があたり、会長の承認を得て表彰を行う。

(雑則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。
- 2 この規程は、昭和48年1月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成11年5月11日より施行する。
- 4 この規程は、平成18年4月13日より施行する。